

酒々井町制施行135周年記念
ロゴデザイン使用ガイドライン



令和5年12月

酒々井町

1 趣旨

本ガイドラインは、酒々井町制施行135周年記念ロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めたものです。

2 ロゴデザインの種類

使用できるロゴデザインは次の2点です。

[カラー版]



[モノクロ版]



3 コンセプト

町の鳥 メジロ、町の木 梅、町の花 水仙や名産物、人気スポットをイメージさせるアイコンをちりばめて楽しげにポップなイメージを表現。

4 使用の条件

町内に活動の拠点を置く町民、団体、事業者が主催する事業などで、町に届出することと使用することができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ・町の品位を傷つけるとき、又はそのおそれのあるとき。
- ・他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- ・自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- ・法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。

- ・特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を町が支援または公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- ・特定の宗教的または思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- ・その他、不適當であると町長が認めるとき。

5 使用期間

酒々井町制施行135周年記念ロゴデザイン使用取扱要領を制定した日から令和7年3月31日まで。

6 注意点

- (1) ロゴデザインのサイズの拡大・縮小は差し支えないが、縦横比は変更しないこと。
- (2) ロゴデザインの配色は変更しないこと。
- (3) ロゴデザインの一部のみの使用、ロゴデザインの変形、他の図形や文字と重ねての使用は行わないこと。
- (4) ロゴデザインに吹き出し、効果線、効果色等の装飾を施して使用しないこと。

7 ロゴデザインの受け渡し

酒々井町ホームページから電子データをダウンロードすることで受け渡すものとする。

問い合わせ

酒々井町 企画財政課企画・地方創生推進室

住所：酒々井町中央台4-11

電話：043(496)1171(代表番号)

E-mail：kikaku@town.shisui.chiba.jp